

ザトウクジラの撮影および動画制作
企画提案募集要項

一般社団法人渡嘉敷村観光協会

令和5年1月13日

1. 趣旨

冬季の渡嘉敷島観光にザトウクジラの回遊があります。ここ数年は沖縄本島からの観光船により本村のホエールウォッチングは減少傾向にあります。

今後はホエールウォッチングのみならず、「鯨の住む島」としての豊かな自然環境をPRします。

この機にレーシングドローンを駆使した撮影をしてザトウクジラ動画資料の保有、ムービーとして公開することで冬季の渡嘉敷島観光を促進します。

(1) 業務の名称

ザトウクジラの撮影および動画制作

(2) 契約期間

契約日の翌日から 令和5年3月31日までの間に定める

(3) 履行場所

一般社団法人渡嘉敷村観光協会

(4) 業務内容

別添『企画提案仕様書』を参照

(5) 委託予算上限額

4,315,000 円以内（消費税および地方消費税を含む）

3. 連絡先

一般社団法人渡嘉敷村観光協会

担当：関根 史郎

〒901-3501 沖縄県島尻郡渡嘉敷村字渡嘉敷 346

TEL：098-987-2332 FAX：098-987-2342

E-MAIL：kerama@tokashiki.info

4. 応募資格

企画提案の応募資格は、次の要件の全てを満たす企業又は団体とする。

(1) 日本国内に本社、支店、営業所を有する企業又は個人であること。

(2) 役員に次のいずれかに該当するものが含まれていないこと。

ア. 破産者で復権を得ない者。

イ. 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者。

ウ. 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団の構成員等」と略記)。

(4) 暴力団の構成員等の統制の下にある者でないこと。

- (5) 沖縄県から指名停止措置を受けていない者。
- (6) 本業務を運営するにあたって、必要に応じて事務局と速やかに連携を行うなど、業務を円滑に履行することができる体制が整備されていること。また、委託業務全体を統括する担当者を1名以上配置すること。
- (7) 本業務に企画提案するにあたっては次の事項に留意すること。
 - ア. 複数の企業等でコンソーシアムを構成し応募する場合は、幹事企業を選定すること。
 - イ. 1社（もしくはコンソーシアム）につき1提案の応募とすること。
 - ウ. 1つの企業が複数のコンソーシアムを通じて2つ以上提案をする事
はできないものとする。

5. 手続き及びスケジュール

(1) 応募にかかる様式の配布期間及び場所

配布期間：令和5年1月13日（金）～令和5年1月20日（金）

配布場所：一般社団法人渡嘉敷村観光協会公式ホームページに資料掲載

URL：<https://tokashiki.info/>

企画参加申し込み

企画参加申込書提出期限：令和5年1月20日（金）17時まで※時間厳守

所定の様式（様式1）に必要事項を記入の上、メールまたは原本を郵送にて提出

〒901-3501 沖縄県島尻郡渡嘉敷村字渡嘉敷346

TEL：098-987-2332

E-MAIL：kerama@tokashiki.info

(2) 応募に係る質問受付及び回答

質問受付：令和5年1月13日（金）～令和5年1月18日（水）17時まで

質問は指定の様式（様式2）に記載の上 E-MAIL での受付とし、電話等その他の方法で受け付けない。

質問回答：参加者へメールにて案内

(3) 応募書類の提出方法及び提出期限

提出方法：「8. 応募書類等」に定める全ての書類を郵送にて提出。

一般社団法人渡嘉敷村観光協会 事務局

〒901-3501 沖縄県島尻郡渡嘉敷村字渡嘉敷346

TEL：098-987-2332

提出期限：令和5年1月20日（金）17時まで※時間厳守

(4) 疑義照会

期限までに提出のあった企画提案書について、後日、一般社団法人渡嘉敷村観光協会より疑義照会を行う事がある。

(5) 応募書類の審査及び結果の通知

「7. 審査」にて定めるとおり。

(6) 契約の締結

契約予定事業者選定後は、一般社団法人渡嘉敷村観光協会が作成した別添『企画提案仕様書』及び当該事業者が提出した「提案内容・契約の詳細」について協議し、契約を締結する。契約金額については、契約予定事業者から見積書を新たに徴収し、協会が設定する予定価格の範囲内で決定する。ただし、一般社団法人渡嘉敷村観光協会と契約予定事業者が委託契約に必要な協議で合意に至らなかった場合は、次順位以降の事業者を繰り上げて協議の上、契約を行うものとする。

6. 再委託

本事業を実施するにあたっては、一般社団法人渡嘉敷村観光協会の承認なくして、委託業務の全部または一部を第三者に委託(以下「再委託」という)してはならない。この場合の再委託者の資格については、当要項「4. 応募資格」の規定を準用するものとする。

7. 審査

(1) 応募書類の審査

ア. 提出された企画提案書に対し審査会を行い、1 次審査・最終審査を経て契約予定事業者を選定する。原則として、1 次審査は書面審査にて行い、上位 3 社程度を提出し、最終審査へ進むものとする。ただし、応募件数によっては、最終審査のみを行い、契約予定事業者を選定する場合もある。

イ. 最終審査会の開催日時及び方法については、1 次審査通過社に対して日時及び方法の通知を行う事とし、公開しない。最終審査でプレゼンテーションを実施しない可能性があることを考慮して、提案書を作成すること。尚、1 次審査・最終審査の内容についての問い合わせには対応しない。

(2) 審査基準

別紙「評価基準」を参照

(3) 審査結果の通知

最終審査結果の通知については、令和 5 年 1 月 23 日までに発表するものとする。

8. 応募書類等

応募に際し提出する書類は以下の通りとする。

- (1) 企画提案参加申込書（様式 1） 1 部
- (2) 企画提案提出書（様式 3） 1 部
- (3) 企画提案書 1 部

「提案書」の作成に当たっては、別途『企画提案仕様書』を参照すること。

「提案書」は、A 4 版縦置き・横書きを基本とし、必要に応じ A 4 版横置き・横書きを可とする。

別添『企画提案仕様書』を参照し、応募者は要求された仕様の実現方法及び独自の提案内容をわかりやすく提示すること。

実施スケジュール、実施体制、見積書は企画提案書に含めるものとする。

見積書の合計金額には消費税（10%）を含むものとする。

- (4) 会社概要書（様式 4） 1 部

コンソーシアム等、複数の企業により構成される場合、構成企業全ての会社概要を提出すること。

会社概要資料（パンフレット）等の添付は 1 部のみでよい。

9. その他留意事項

- (1) 応募書類の作成等に関する費用は、申請者の負担とする。
- (2) 応募書類に虚偽の記載をした場合には、応募を無効とする。
- (3) 応募書類に不備・不足がある場合、審査の時の減点対象となる。
- (4) 応募書類の提出後は、記載された内容の変更は認めない。
- (5) 提出された応募書類は、返却しない。
- (6) 成果物、本委託業務にて撮影した映像、写真等の著作権及び使用権は、渡嘉敷村観光協会に帰属する。
- (7) 渡嘉敷村観光協会は、受託者の承諾なしに、映像、写真などを加工・編集できるものとする。
- (8) 本委託業務にあたり、第 3 者の著作権、肖像権等その他の権利に抵触するものについては、受託者の費用をもって処理する